

## (仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定について

令和6年9月29日に「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例(骨子案)」(以下「条例骨子案」という。)を公表し、区民等の意見提出手続を実施しました。その結果等を踏まえ、条例の名称を「(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例」とするとともに、条例骨子案を一部修正した上で、以下のとおり条例を制定することとします。

なお、本条例において、杉並区いじめ問題対策委員会の設置について規定することから、本条例の制定に併せて「杉並区いじめ問題対策委員会条例」を廃止することとします。

### 1 区民等の意見提出手続の実施状況

#### (1) 実施期間

令和6年9月29日(日)から令和6年10月31日(木)まで33日間

#### (2) 公表方法

- ・広報すぎなみ(令和6年10月1日号)
- ・区公式ホームページ
- ・文書による閲覧(庶務課、区政資料室、区民事務所、図書館)

#### (3) 意見提出実績

計11件(個人11件、団体0件) 延べ15項目

- |            |    |       |
|------------|----|-------|
| ・郵送        | 1件 | 延べ1項目 |
| ・電子メール     | 3件 | 延べ6項目 |
| ・区公式ホームページ | 7件 | 延べ8項目 |

### 2 提出された意見と教育委員会の考え方

別紙1のとおり

### 3 修正後の条例骨子

別紙2のとおり

### 4 今後の主なスケジュール(予定)

令和7年	2月	第1回区議会定例会に条例案を提出
	4月	条例施行